

農薬は適正に使用し、 事故を防止しましょう

○状況に応じた適切な防除を

病害虫や被害発生の早期発見に努め、発生状況に応じた適切な防除を行いましょう。

病害虫が発生していないのに、定期的に農薬を散布するのはやめましょう。

○農薬を使用しない方法を

害虫を捕殺する、被害を受けた枝や葉を切り取る、虫が寄り付かないように網をかけるなどの防除を優先して行いましょう。

○やむを得ず農薬を使用するときは

農薬のラベルや袋に表示されている使用基準や使用上の注意事項を必ず確認してから使いましょう。誤飲などの事故防止のため、小分けは絶対に行わず、鍵をかけて安全に保管管理をしましょう。

○農薬散布は最大限の配慮と細心の注意を

農薬の散布区域は最小限の範囲にとどめ、無風か風が弱いときや早朝に行うなど、天候や時間帯を選んで行いましょう。

○事前に十分周知を

農薬を散布するときは、散布日時や使用する農薬などを、あらかじめ周囲の住人や通行人にわかるよう看板などで伝えましょう。近隣に学校や通学路がある場合は、学校や保護者にも周知してください。また、看板などを配置して、散布区域に関係者以外の人を立ち入らせないようにしましょう。

問合せ 幸手保健所 ☎42・110

1/県農産物安全課農薬・植物防疫担当 ☎048・830・4053

集合狂犬病予防注射を 済ませていない飼い主の方へ

犬の飼い主は、狂犬病予防法により、飼い犬に毎年1回狂犬病の予防注射を受けさせなければなりません。

市では、4月に集合狂犬病予防注射を実施しましたが、まだ予防注射を受けさせていない飼い主の方(3月2日(金)以降に別途、予防注射を受けさせた方は除く)は、動物病院で個別に予防

注射を受けさせてください。

なお、飼い犬の死亡や譲渡等によりすでに飼育していない場合にはご連絡ください。

問合せ 環境課環境衛生係(内線2827) / 各総合支所環境経済課(菖蒲・内線250 / 栗橋・内線241 / 鷲宮・内線225)

連載 久喜歴史だより (第8回)

日光道中と一里塚

江戸時代、栗橋地区には「日光道中」(現在は一般的に「日光街道」とも呼ばれています)が通っていました。

慶長6年(1601)、江戸幕府は、全国支配の一環として、江戸と各地を結ぶ主要街道の整備を始めます。

日光道中は、江戸日本橋から日光東照宮門前の鉢石(栃木県日光市)に至る街道で、寛永13年(1636)頃に完成しました。東海道・中山道・奥州道中・甲州道中とともに、「五街道」の一つとして重要視され、道中奉行が管轄していました。

寛政12年(1800)、幕府は五街道の管理を目的に、道中奉行所に、「五街道分間延絵図」の製作を命じます。絵図は、実測の1800分の1の縮尺で描かれており、五街道や脇街道のほか、宿場の町並みや寺社、旧跡、一里塚などが詳細に描き込まれています。

幕府は、街道の整備に伴い、慶長9年(1604)に全国の街道に「一里塚」を築く命令を出しています。一里塚は、日本橋を起点に、街道の両脇の一里(約4km)ごとに築かれ、旅人の里程や乗物賃の支払いの目安とされました。

道中奉行所が作成した「五街道分間延絵図」のうち、日光道中を描いた「日光道中分間延絵図」には、小右衛門村(久喜市小右衛門)に築かれた一里塚が描かれています。小右衛門の一里塚は、日本橋から13里目に築かれたもので、絵図には塚上に榎と思われた木が植えられている様子が描かれています。また、日光道中沿いの権現堂川(現在の権現堂調節池)堤外には弁天堂が描かれています。この弁天堂は、後に一里塚の上に移築されたと伝えられています。

現在、多くの一里塚は取り壊され、その姿を失っていますが、小右衛門の一里塚は、弁天堂とともに、地元の人々によって大切に守られています。



一里塚 (市指定文化財)

問合せ 文化財保護課文化財・歴史資料係(内線4323)